

令和2年度 ナイトコンテンツ造成支援事業 Q&A

＜補助対象要件＞

No	質問	回答
1	開催時間が、日没の時間帯を含むものは、具体的にどういうことか。	補助対象事業の開始時間が、日没前後の時間という想定です。
2	補助対象事業を実施する場所は、6日間以上同じ場所でなければならないのか。	開催場所は異なってもかまいません。
3	開催日数が延べ6日間以上ということだが、連続して実施しなくてもよいのか。	連続して実施しなくても結構です。
4	今年度限りの事業と考えており、来年度以降の計画を持っていない場合、補助対象となるのか。	補助金交付要綱第4条第4号を満たしていないため、対象外です。
5	広く一般の方が参加できる内容、場所等とは具体的にはどのようなことか。	例えば、宿泊施設内における宿泊者を対象とするイベントといった、対象者を限定するような事業は対象外です。
6	建物等のライトアップや照明器具の設置のみを実施する事業は、補助対象となるのか。	建物等のライトアップや照明器具の設置のみを実施する事業は対象外ですが、大規模なものやイベントの要素の強いものなどで集客効果が非常に高いと認められるものについては、例外的に認める場合があります。
7	既に実施している夜間のイベントで照明器具等のリフォームを実施する場合、補助対象となるのか。	照明器具をリフォームする事業は、対象外です。 ただし、既に実施している事業について、その内容を一部見直したり、新たな内容を追加するもの、又は日程を拡充するものであれば、補助対象事業となり得ますので、その見直し等の一環として、照明器具のリフォームを実施するということであれば、補助対象経費として認められる可能性があります。
8	この補助以外にも、市町や他団体からの補助を受けて実施する事業は補助対象となるのか。	国又は県から他の補助を受けていなければ補助対象となります。なお、市町や他団体からの補助の財源が、国や県からの補助を含む場合は補助対象となりません。 ただし、県の補助を受けた（受けることとなった）ことにより、市町や他団体の補助が取り消されることがあるかもしれませんので、市町や他団体における取り扱いについては、担当部署に確認してください。
9	「事業計画書に反映させる要件」の①企画内容にある、「香川県等が実施する観光誘客キャンペーン(実施期間:令和2年10月～令和3年3月)と連携できるようになっていること」について、補助事業は令和2年10月～令和3年3月の間に実施することが必須ということか。	<u>令和2年10月～令和3年3月の間に補助事業を実施することは、必須ではありません。</u>

<補助事業区分>

No	内容	回答
1	既に実施している事業について、補助金交付要綱別表1「新規事業」区分に採択されるのは、内容をどの程度見直し、かつどの程度日程を拡充した場合なのか。	数値的な基準はありません。審査委員会における判断を重視します。まずは、応募団体において、「新規事業」区分に該当するかどうかについて、判断してください。
2	既に実施している事業について、補助金交付要綱別表1の「ブラッシュアップ事業」区分に採択されるのは、内容をどの程度見直し、又はどの程度日程を拡充した場合なのか。	数値的な基準はありません。審査委員会における判断を重視します。まずは、応募団体において、「ブラッシュアップ事業」区分に該当するかどうかについて、判断してください。

<補助対象経費>

No	内容	回答
1	補助金の申請前に支払った経費は、補助金の対象となるのか。	対象になりません。
2	補助金の申請後、交付決定前に発注、購入、契約等をした（支払いは交付決定後）ものの経費は補助金の対象になるのか。	（支払いが交付決定後であっても、）交付決定の前に発注、購入、契約等をした経費は対象になりません。
3	消費税及び地方消費税は補助対象経費になるのか。	消費税及び地方消費税は補助対象経費に含めることができます。 ただし、補助金により支払った消費税等に係る仕入控除税額は補助対象経費になりません。このため、補助金により支払った消費税等についても仕入控除税額を受けるときは、あらかじめ控除（又は還付）して実績報告するか、申告により仕入控除税額が確定した後、県に報告してその控除（還付）額に含まれる補助金額を県に返還しなければなりません。
4	購入した消耗品に残量が出た場合、この残量の購入費用も補助金の対象となるのか。	残量は補助金の対象になりません。補助金の対象は補助事業に使用した分（に相当する購入費用）だけです。消耗品の使用状況は消耗品管理簿等で管理してください。
5	補助事業に要するパソコンやプリンタは補助金の対象になるのか。	パソコンやプリンタなど汎用性があるものは対象外です。
6	振込手数料は補助対象経費となるのか。	対象になりません。
7	補助事業に要する備品を補助事業終了後も使用できるのか。	補助事業のために使用する目的以外では使用できません。
8	「賃金」に、賞与、諸手当、社会保険料は含むのか。	含みません。
9	「旅費」で、県の支給基準を上回る場合とはどのような場合か。	宿泊料について、甲地方（東京都特別区、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市）10,900円、乙地方（甲地方以外すべて）9,800円が上限となります。

No	内容	回答
10	「旅費」で、グリーン車、ビジネスクラス等の経費も対象となるのか。	グリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金は、補助金の対象になりません。
11	「旅費」で、タクシー代、ガソリン代、レンタカー代等の公共交通機関以外のものの利用による旅費は対象となるのか。	対象になりません。

<提出書類>

No	内容	回答
1	直近3事業年度以内に成立した団体であり、直近3事業年度分の決算状況を明らかにする書類や団体のこれまでの取組実績が分かる資料がない場合、どのような書類を提出すれば良いのか。	直近3事業年度以内の決算状況を明らかにする書類や団体のこれまでの取組実績が分かる資料を提出してください。 また、団体のこれまでの取組実績が分かる資料が一切ない場合は、今後の事業計画書等を提出してください。
2	県内市町の後援・協賛などの協力を受けている（受ける予定である）ことが分かる資料とは、どのような書類のことか。	後援・協賛の資料については、後援・協賛をいただいている団体から、許可等の書類をいただいていると考えますが、その書類の写しを提出してください。 応募申込書等の提出時点で、まだ予定の段階であるということであれば、いつ頃正式に後援・協賛を受ける予定なのかを記した書類もしくは申請等の準備にかかる書類の写しを提出していただき、正式に後援・協賛の許可等の書類を入手次第、その書類の写しを提出してください。
3	チェックシートにおいて提出する必要がない書類のチェック欄は、どのように記載すれば良いのか。	当該書類のチェック欄の横等に「提出不要」と記載してください。
4	法人格を有しない団体である場合、「香川県税に未納がない証明書」はどのように提出すれば良いか。	「香川県税に未納がない証明書」を提出することができない法人格を有しない団体については、「法人格を有しない団体であるため、香川県税に未納がない証明書を提出することはできない」旨を記載した文書（任意様式）を作成し、団体名及び代表者職・氏名の記載並びに代表者押印の上、提出してください。
5	事業計画書はどのように記載すれば良いのか。	まず、応募事業が補助金交付要綱第4条に掲げる要件を全て満たしていることが分かるように記載してください。 次に、募集要領「事業計画書に反映させる要件」（別紙1）を参考に①～⑦それぞれの項目について記載してください。 これらの要件を満たしていないと判断された場合は受付ができなくなる可能性があるとともに、要件を十分に満たしていないと審査委員に判断され、不採択となる場合もございますので御留意ください。

No	内容	回答
6	「事業計画書に反映させる要件」の①企画内容にある、香川県等が実施する観光誘客キャンペーン（実施期間：令和2年10月～令和3年3月）とはどのようなものか。	令和2年10月から令和3年3月までの半年間、訪れた観光客が、県内の観光地やアート作品、飲食店等を周遊するとともに、夜は県内の夜型イベントに参加したり、宿泊施設で本県オリジナル料理を堪能するなど、一日中満喫できるよう、県、市町、観光協会、食や宿泊の関係団体等が連携して、本県の「絶景」と「美食」をテーマとした誘客キャンペーンを行います。 主な事業内容は以下のとおりです。 1 「絶景・美食」ツアー事業 ① 熱気球体験イベント 県内観光地において、高度20m程度まで熱気球で上昇して、空から見る絶景を体験するイベントを開催。 ② 「絶景」・「美食」を体感するバスツアー 熱気球体験イベントをメインとした、絶景スポット、絶品グルメを体感する周遊バスを運行。 2 さぬきうどん食べ歩き事業 オリーブ牛など県産品を使用したうどんや、独創的で写真映えするうどんを提供するうどん店を巡るスタンプラリーの実施。 3 オリーブ牛等を味わう美食付き宿泊プランの造成 夕食にオリーブ牛等を使用したグルメ宿泊プランを設定し、お得な割引クーポンを活用して誘客を行う。 4 旬な地魚等を食べ尽す美食寿司の提供 四季折々の魚介など県産食材（ネタ）のみを握った寿司「瀬戸内まるごと握り寿司」を提供。 5 オリーブ関連食材を堪能するレストランフェアの開催 さぬきダイニング等と連携し、参加各店がオリーブ牛・豚・地鶏・ハマチ等の「オリーブ関連食材を使用した各店お薦めメニュー」を提供。 6 その他PR事業 特設サイトの構築、総合ガイドブックの作成、SNSを使ったPR等
7	「事業計画書に反映させる要件」の①企画内容にある、「香川県等が実施する観光誘客キャンペーン（実施期間：令和2年10月～令和3年3月）と連携できるようになっていること」とはどういう意味か。	同キャンペーンとの連携とは、主に、同キャンペーン期間中に補助事業を実施し、補助事業のチラシやポスター等に同キャンペーンのロゴマークを掲載し、同キャンペーンの連携した事業としてPRをしていただくことです。この場合、補助事業については、同キャンペーンの特設サイトやガイドブック等に掲載し、PRをさせていただくこととなり、広報効果を高めることが可能です。 また、同キャンペーン期間中以外に補助事業を実施する場合の連携とは、補助事業のチラシやポスターに同キャンペー

		<u>ンの広報をしていただくことや、製作が間に合えば、補助事業の開催時に同キャンペーンの総合ガイドブックを配布していただくことなどです。</u>
--	--	--